

### 第 3 1 号議案

豊川市社会教育委員に関する条例の一部改正について

豊川市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 2 6 年 2 月 1 9 日提出

豊川市長 山 脇 実

豊川市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例

豊川市社会教育委員に関する条例（昭和 2 5 年豊川市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「委員の」を「委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱し、その」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

-----  
理 由

この案を提出するのは、社会教育法の一部改正に伴い、社会教育委員の委嘱の基準を定める必要があるからである。